

# 納税管理人の申告について

新得町役場税務出納課課税係

地方税法及び町税条例に定める納税義務者は、町内に住所を有せずかつ町内に居所、事務所、寮等を有しない場合においては、町内において独立した生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要を生じた日から10日以内に納税管理人申告書（下記）を町長に提出しなければならないことになっております。

あなたの場合もこの規定に該当するものと見られますので、納税管理人を定め申告くださるようお願い申し上げます。

.....き り と り 線.....

## 納税管理人等申告書

平成 年 月 日

新得町長 浜田正利 殿

申告人 住所

氏名 印

(個人番号又は法人番号)

下記の者を納税管理人等として定めましたので、申告いたします。

管 理 人	住 所			
	氏 名		税 目	
事 由				

## 承 諾 書

納税義務者 の納税管理人を承諾いたしました。

平成 年 月 日

納税管理人

印